

児童福祉施設の多機能化を求めて**—中国における児童福利院の取り組みを通じて—**

○ 大正大学 金 潔 (4980)

キーワード：子どもの発達保障、社会的養護、多機能化

1. 研究目的

中国では、要養護児童の入所する施設として、主に児童福利院があげられる。児童福利院は0～18歳の要養護児童が入所する総合的な児童福祉施設であり、2008年に290か所、2009年に303か所、2010年に335か所、年々増加している。2010年現在、約10万人の入所児童の9割は親のいない子ども、あとの1割は服役者、薬物中毒患者の子ども、エイズ遺児等である。また全体の9割強が障害児であり、そのうちの約5割は重症心身障害児である。このように、個々の障害の特性や子どもの発達保障を尊重した児童福祉施設体制の整備が重要な課題である。本研究は、中国における社会的養護の現状を踏まえたうえで、児童福利院の多機能化の取り組みを通じて、多様なニーズに応えられる児童福祉施設体制について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

入所児童のニーズの多様化、特に障害の重複化・重度化する今日、子どもの発達を保障するという視点から、養育の連続性の確保、児童福祉施設の多機能化が求められる。

筆者は2001年以来、中国各地の児童福利院、里親委託管理事務所、民政部門、里親家庭を訪問し、社会的養護のあり方について継続的に研究をして来た。今回は2011年9月～12月に、長い歴史をもちながら先駆的な実践をして来た3か所（A市児童福利院、B市児童福利院、C市児童福利院、以下A施設、B施設、C施設）を訪問し、特に社会的養護体制に着目し、入所児童の実態、施設運営形態、施設の役割機能について聞き取り調査を実施した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、調査対象者に研究目的・調査の主旨を説明し、調査対象者の匿名性の確保やプライバシーの保護等について十分な説明を行い、同意を得た。また紛失・漏洩することのないようにデータの管理に十分留意する。

4. 研究結果

要養護児童に対する実践、施策に関して、中国はこの20年間多くの変革を経てきた。1991年に子どもの権利条約を批准し、子どもの権利条約に定める子どもの家庭で成長する権利を保障するという理念から、社会的養護を必要とする子どもの養育を親族養育、養子縁組、里親養育、施設養護の順で進めており、近年では特に養子縁組、里親養育を強く推進している。中国では、養子縁組家庭の開拓・支援、里親家庭の開拓・委託・支援、入所児童の養育、退所児童の支援において、すべて児童福利院が主として役割を担っている。

A施設・B施設・C施設の3施設は公立の入所施設であり、リハビリテーションセンターが設置されており、在宅障害児への療育支援を行う通所施設としての機能も持っている。

また、3施設とも施設内に里親委託管理事務所を併設し、里親担当専門職員を配置し、里親委託管理事務所以外の多職種との協働・連携のもとで、里親家庭の開拓、入所児童の委託、里親支援を行っており、いつでも子どもの状況に対応できる里親相談支援機能の充実を図っている。さらに、A施設には特別支援学校、B施設には保育所、C施設には保育所、幼稚園が敷地内に併設されており、地域に開かれた施設としての役割を果たしている。

社会的養護を必要とする子どもの多くは、入所が長期化する傾向と、実親の元に帰る可能性が極めて低い状況にある。3施設では、子どもの家庭で成長する権利を保障するという理念から、家庭復帰が不可能と判断した場合は、その子どもが一生家族の一員になれる永続的な親と家庭の存在が必要であり、養子縁組可能なケースは積極的に縁組を進めている。難しい場合は里親家庭が選択肢となる。A施設では、550名のうちの440名は里親家庭で暮らしており（里親委託率が80%）、110名（障害が中程度以上）は施設に入所している（2011年9月現在）。B施設では、660名のうちの320名は里親家庭で、40名は10か所の里親ファミリーホームで暮らしており（里親委託率が約55%）、300名（障害は多様）は施設で生活している（2011年12月現在）。C施設では、300名のうちの197名は里親家庭で（里親委託率が65%以上）、36名は「愛称家庭」（施設内ファミリーホーム）で暮らしており、70名の重症心身障害児は施設で療育支援を受けている（2011年12月現在）。入所児童の多くは障害の重複化・重度化により医療的関わりが必要とされ、また介助度が高い傾向がみられる。3施設とも養育・介護・教育・医療の4つのセンターが設置されており、ソーシャルワーカー、介護員、リハビリ担当、教師、医師、看護師などの専門職が配置され、福祉・教育・医療の専門的ケアを行っている。

入所児童の養育、退所児童の自立、里親家庭や養子縁組家庭の支援において、3施設は施設内の各部門の役割を明確にし、具体的な業務内容を分担させ、相互連携を積極的に取っている。そして市の民政部门をはじめ、様々な分野の関係団体等と連携しながら、官民協働で地域における社会資源の提供および環境整備に取り組まれている。

5. 考察

3施設は要養護児童を養育する拠点施設としての基本的機能である社会的養護機能を持ちつつ、里親支援機能、療育機能、自立支援機能、在宅支援機能を担っているが、今後は一層多機能化を充実させていくことが求められると言える。

現在、335か所の児童福利院は施設間の差が大きく、地域特性を含めたうえで、3施設の先駆的な取り組みを浸透させていくことが喫緊な課題である。また、9割の入所児童が障害の重複化・重度化という状況から医療的な側面が強化されやすいなかで、どの施設も大規模であり、既存の建物が養育単位の小規模に適した施設構造とは言い難い。子ども一人ひとりに愛情をかけながら、障害特性や個々のニーズに応じた小規模な生活単位での支援が望まれる。子どもの発達を保障するという視点から、多機能を果たす社会的養護体制の確立が課題であり、専門職の育成を含めた人的環境の整備が求められる。